



宮 崎 県 公 報

平成27年4月6日(月曜日) 第2681号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

- 調理師法施行細則の一部を改正する規則…………… (衛生管理課) 1
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則の一部を改正する規則…………… (自然環境課) 2

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託…………… (総務課) 2
- 救急病院の認定 (3 件) …………… (医療業務課) 2
- 救急病院の辞退…………… (") 3
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 3
- 指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (") 3
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (") 3
- 歳入の収納の事務の委託…………… (こども家庭課) 4
- 民有林の保安林の指定予定 (2 件) …………… (自然環境課) 4
- 保安林の指定解除の予定の通知…………… (") 4
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (") 4
- 林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 5
- 歳入の徴収の事務の委託…………… (管理課) 5

- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 5
- 都市計画の変更 (2 件) …………… (都市計画課) 5
- 都市計画事業の変更の認可…………… (") 6
- 宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示…………… (") 6
- 歳入の収納の事務の委託…………… (建築住宅課) 6

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 7
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 8
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 8
- 公共測量終了の通知…………… (") 9
- 都市計画の決定図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 9
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (") 9
- 落札者等の公告…………… 9

企業局企業管理規程

- 企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程…………… 9

海区漁業調整委員会指示

- 漁業法に基づく指示 (4 件) ……………17

正 誤

- 平成27年2月19日付け県公報 (第2668号) 中……………18

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第32号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則 (昭和35年宮崎県規則第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別記 様式第1号 (第1条関係) 〔略〕 備考 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。 2 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。	別記 様式第1号 (第1条関係) 〔略〕 備考 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
様式第2号 (第1条関係) 〔略〕 備考 1～3 〔略〕 4 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。)	様式第2号 (第1条関係) 〔略〕 備考 1～3 〔略〕

の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 3 号（第 2 条関係）

[略]

氏 名

[略]

様式第 4 号（第 6 条関係）

[略]

[略]			
本 籍 地			
[略]			
氏 名	生年 月日	明治 大正 年 月 日 昭和	[略]
[略]			

様式第 3 号（第 2 条関係）

[略]

フリガナ

氏 名

[略]

様式第 4 号（第 6 条関係）

[略]

[略]			
本籍地都道府			
県名（国籍）			
フリガナ	生年 月日	大正 昭和 年 月 日 平成	[略]
[略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第33号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則（平成12年宮崎県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 7 条第 4 項（第12条第 6 項及び第14条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第28条第 6 項（第29条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 6 項（第29条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成27年 5 月29日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定（「第 7 条第 4 項（第12条第 6 項及び第14条第 4 項において準用する場合を含む。）及び」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 239号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県東京職員寮の利用料金	ジャパンプロテクション株式会社	平成27年 4 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで

宮崎県告示第 240号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
南部病院	宮崎市大字恒久 891番地14

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年 3 月29日から平成30年 3 月28日まで

宮崎県告示第 241号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日之影町国民健康保険病院	西臼杵郡日之影町大字七折9074-3

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 242号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町1364番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 243号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等を辞退した。

平成27年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称及び所在地

名 称	所 在 地
都城市郡医師会病院	都城市大岩田町5822番地3

宮崎県告示第 244号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成27年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
末原 雅人	一般社団法人藤元メディカルシステム 藤元総	都城市	神経内科	平成27年4月1日

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
山本 智将	西都市	泌尿器科	平成27年4月1日
望月 學	都城市	眼科	平成27年4月1日
二見 宗智	日南市	脳神経外科	平成27年4月1日

宮崎県告示第 245号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
とも薬局木脇店	国富町	薬局	平成27年4月1日
はやみず薬局	都城市	薬局	平成27年4月1日
有限会社さくら調剤薬局	西都市	薬局	平成27年4月1日
ニチイケアセンター延岡訪問看護ステーション	延岡市	訪問看護ステーション	平成27年4月1日

宮崎県告示第 246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
マリーズ薬局 下北方	宮崎市	薬局	平成27年4月1日
なぎさ薬局	宮崎市	薬局	平成27年4月1日
とも薬局 木脇店	国富町	薬局	平成27年4月1日
広島通り薬局	宮崎市	薬局	平成27年4月1日
はやみず薬局	都城市	薬局	平成27年4月1日
ホルン調剤薬局	新富町	薬局	平成27年4月1日
ニチイケアセンター延岡	延岡市	訪問看護	平成27年

訪問看護ステーション			4月1日
高千穂町訪問看護ステーション	高千穂町	訪問看護	平成27年4月1日

宮崎県告示第 247号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
母子父子寡婦福祉資金償還金	地銀ネットワークサービス株式会社 国分グローサースチェーン株式会社 株式会社ココストア 株式会社ココストアイースト 株式会社サークルKサンクス 株式会社しんきん情報サービス 株式会社スリーエフ 株式会社セイコマート 株式会社セブオン 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 山崎製パン株式会社 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 株式会社ローソン	平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

宮崎県告示第 248号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字竜ヶ脇2014- 4
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 249号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字南牧原 26591- 1
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字南牧原 26591- 1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 250号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮崎市高岡町浦之名字面早流4624- 128
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため

宮崎県告示第 251号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
 - 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年 2 月24日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成13年 8 月 6 日農林水産省告示第1019号、平成13年 8 月23日農林水産省告示第1109号、平成13年 8 月23日農林水産省告示第1110号、平成13年 8 月23日農林水産省告示第1111号、平成13年 8 月29日農林水産省告示第1161号、平成13年 8 月29日農林水産省告示第1162号、平成13年10月 3 日農林水産省告示第1346号、平成13年10月26日農林水産省告示第1437号、平成13年10月26日農林水産省告示第1438号、平成13年10月26日農林水産省告示第1439号、平成13年10月26日農林水産省告示第1440号、平成13年11月 9 日農林水

産省告示第1475号、平成14年3月13日農林水産省告示第 660号、平成14年3月15日農林水産省告示第 745号、平成14年3月15日農林水産省告示第 746号、平成14年3月22日農林水産省告示第 851号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、中部農林振興局・児湯農林振興局・西臼杵支庁・東臼杵農林振興局・北諸県農林振興局並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 252号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成27年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1302	谷川 峰喜 西臼杵郡日之影町 大字七折 11492番地	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	谷川 峰喜 西臼杵郡日之影町 大字七折 11492番地
1303	西川 太一郎 東臼杵郡諸塚村大 字七ツ山6283番地 1	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	西川 太一郎 東臼杵郡諸塚村大 字七ツ山6283番地 1
1304	矢房 芳松 東臼杵郡諸塚村大 字家代4941番地	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	矢房 芳松 東臼杵郡諸塚村大 字家代4941番地
1305	新地 学 北諸県郡三股町大 字餅原1243番地 1	採取 ・精 選	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	新地 学 北諸県郡三股町大 字餅原1243番地 1
1306	伊藤 完盛 西都市大字調殿 3 58番地 1	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	伊藤 完盛 西都市大字調殿 3 58番地 1
1307	宮崎中央森林組合 代表理事組合長 森 紘喜 宮崎市高岡町花見 2987番地 6	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	宮崎中央森林組合 代表理事組合長 森 紘喜 宮崎市高岡町花見 2987番地 6

1308	泉川 和男 宮崎市清武町今泉 丙2182番地 1	採取	幼苗の育成	泉川 和男 宮崎市清武町今泉 丙2182番地 1
------	--------------------------------	----	-------	--------------------------------

宮崎県告示第 253号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成27年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した徴収事務	委託先	委託期間
建設技術センター宿泊室等使用料	学校法人宮崎総合学院	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

宮崎県告示第 254号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年4月6日から平成27年4月20日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	西都市大字 尾八重字大 椎葉 518番 17地先から 同市同大字 字楠之木16 37番 1 地先 まで	旧	6.8 ~ 38.0	1753.6
				新	6.8 ~ 42.0	
					8.0 ~ 62.5	

宮崎県告示第 255号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画道路 3・3・51号 中町通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
都城市五十町の一部
 - (2) 削除する部分
なし

宮崎県告示第 256号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画道路 3・6・49号 鷹尾上長飯通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
都城市五十町の一部
 - (2) 削除する部分
都城市五十町の一部

宮崎県告示第 257号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成22年宮崎県告示第 101号による都城広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
三股町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画下水道事業 三股公共下水道
- 3 事業施行期間
平成10年 1 月12日から平成33年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

宮崎県告示第 258号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成 5 年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、平成27年 4 月29日から施行する。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。					5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。						
(1) [略]					(1) [略]						
(2) 一般国道					(2) 一般国道						
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
[略]						[略]					
国道 2 18号	延岡市道川水流中央通線との交点（延岡市北方町川水流卯 736番 6 地先）		県道西延岡停車場線との交点（延岡市松山町地内）	[略]		国道 2 18号	延岡市道川水流中央通線との交点（延岡市北方町川水流卯 736番 6 地先）		延岡市道松山中通線との交点（延岡市松山町地内）	[略]	
国道 2 18号（ チェンジ（延 北方延 岡道路 内） ）	北方インター		[略]			国道 2 18号（ 蔵田交差点（ 延岡市北方町 地内） ）	蔵田交差点（ 延岡市北方町 地内）		[略]		
[略]						[略]					
(3)～(6) [略]					(3)～(6) [略]						

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 259号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年 4 月 6 日

委託した 事務	委託先	委託期間
県営住宅に係る	地銀ネットワークサ	平成27年 4 月 1 日から

住宅使用料及び 駐車場使用料	ービス株式会社 国分グローサーズチ ェーン株式会社 株式会社ココストア 株式会社ココストア イースト 株式会社サークルK サンクス 株式会社しんきん情 報サービス 株式会社スリーエフ 株式会社セイコーマ ート 株式会社セーブオン 株式会社セブンイー レブン・ジャパン 株式会社ファミリー マート 株式会社ポブラ ミニストップ株式会 社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン	平成28年3月31日まで	(変更後) 午前 8 時30分から午後11時30分まで 4 変更する年月日 平成27年 3 月20日 5 上記 3 の変更に係るもの以外の事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社橋百貨店 代表取締役 滝澤弘司 宮崎市橋通西三丁目10番32号 株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一 宮崎市港東一丁目 7 番 1 号 株式会社芳香園 代表取締役 園田正 宮崎市源藤町葉山 263番地 4 吉國喜義 宮崎市吉村町寺ノ前甲2882番地 117 船ヶ山新一 宮崎市松橋二丁目 6 番20号 (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 19,861㎡ (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 駐車場の位置及び収容台数 西館 6 階 (駐車場No.1) 57台 西館 7 階 (駐車場No.2) 45台 西館 8 階 (駐車場No.3) 45台 西館 9 階 (駐車場No.4) 11台 合計 158台 ② 駐輪場の位置及び収容台数 西館南側 (駐輪場No.1) 18台 西館南側 (駐輪場No.2) 22台 合計 40台 ③ 荷さばき施設の位置及び面積 地下 1 階南側 (荷さばき施設No.1) 96.75㎡ ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 地下 1 階南側 (廃棄物等保管施設No.1) 16.17㎡ 地下 1 階南側 (廃棄物等保管施設No.2) 8.74㎡ 地下 1 階南側 (廃棄物等保管施設No.3) 14.02㎡ 合計 38.93㎡ (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 西館北側及び西側 ② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 5 時から午後11時まで 6 届出年月日 平成27年 3 月20日 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課 、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城 県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務 事務所総務商工センター (2) 期間 平成27年 4 月 6 日から平成27年 8 月 6 日まで 8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課
-------------------	--	--------------	--

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ボンベルタ橋
宮崎市橋通西三丁目10番32号 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社橋ホールディングス 代表取締役 米良充朝
宮崎市橋通西三丁目10番32号
株式会社橋百貨店 代表取締役 滝澤弘司
宮崎市橋通西三丁目10番32号
- 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時(年間12日を限度として午後9時閉店)
(変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで(年間12日を限度として午後9時30分まで利用)

(2) 期間
平成27年4月6日から平成27年8月6日まで

9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の規定により、高才第2地区県営土地改良事業（三股町、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。
平成27年4月6日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間
平成27年4月6日から平成27年5月8日まで

3 縦覧場所

三股町役場産業振興課内

4 その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。
平成27年4月6日
宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-23)第7351号	宮崎ユニット工業(株)	前畑 智之	宮崎県宮崎市大島町萩崎 537-48	一般	大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	平成27年2月13日付けで廃業した旨の届	平成27年2月13日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第12376号	(有)日伸洗車機	幸森 茂雄	宮崎県宮崎市大字芳士字大原3765-5	一般	大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	平成27年2月20日〃	平成27年2月20日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第2249号	村山建築板金工業	村山 太	宮崎県宮崎市大坪東3-12-15	一般	屋根工事業、板金工事業	平成27年2月18日〃	平成27年2月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第3992号	(有)志水電気商会	志水 誓好	宮崎県小林市大字細野4914-11	一般	電気通信工事業	平成27年2月20日〃	平成27年2月20日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-23)第4567号	鍋倉設備工業(株)	鍋倉 智仁	宮崎県日南市大字殿所字前田81-1	特定	管工事業	平成27年2月18日〃	平成27年2月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第10176号	(有)鴨田建設	鴨田 義宏	宮崎県宮崎市大塚町宮田2964-4	一般	建築工事業、大工工事業	平成27年2月17日〃	平成27年2月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第13119号	竹上電気工事所	竹上 敏宏	宮崎県宮崎市鶴島3-101	一般	電気工事業	平成27年2月12日〃	平成27年2月12日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第13182号	イデアルホーム	稲田 豊	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3275	一般	土工工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工	平成27年2月12日〃	平成27年2月12日(全廃業)

事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2629号により公告した公共測量（基準点測量 2 級：1 点、3 級：1 点）が平成27年 3 月13日終了した旨、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から通知があった。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画特定用途制限地域
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称

- 日南市
- 2 都市計画の種類及び名称
日南都市計画下水道
日南公共下水道
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日南土木事務所

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県水産試験場長 神 田 美喜夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業調査取締船「みやざき丸」上架整備（中間検査及び修繕）業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県水産試験場管理課 宮崎市青島 6 丁目16番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成27年 3 月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
MH I 下関エンジニアリング株式会社 山口県下関市彦島江の浦町 6 丁目16番 1 号
- 5 落札金額
52,380,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成27年 2 月 2 日

企業局企業管理規程

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成27年 4 月 6 日

宮崎県企業局長 四 本 孝

宮崎県企業局企業管理規程第 3 号

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程

（企業局保安規程の一部改正）

第 1 条 企業局保安規程（昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規程を同表の改正後の欄に掲げる規程に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（基本的職務）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（保安組織）</p> <p>第 4 条 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を確保するための組織及び業務分掌は、別表第 1 に定めるとおりとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>（基本的職務）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>統括電気主任技術者による保安管理業務の内容の適切性及び実効性を確認するために、定期的に保安管理業務の内容のレビューを行い、必要な場合は適切な改善を図ること。</u></p> <p>（保安組織）</p> <p>第 4 条 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を確保するための組織は、<u>別表第 1 に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 [略]</p>

（主任技術者の選任）

第 5 条 [略]

2 前項の主任技術者の選任事業場・設備は、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 52 条第 1 項の規定により、次表のとおりとし、それぞれ次表の職の欄に掲げる職にある者の中から選任する。ただし、該当者がいない場合はこれに準ずる者を選任することとし、その場合には主任技術者の職務を果たし得るよう配慮するものとする。

種別	選任事業場・設備	職
電気主任技術者	発電所、送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場	課長以上の職
	水力発電所建設に係る事業場 需要設備に係る設備	主査以上の職
ダム水路主任技術者	[略]	[略]
	[略]	

（主任技術者の選任）

第 5 条 [略]

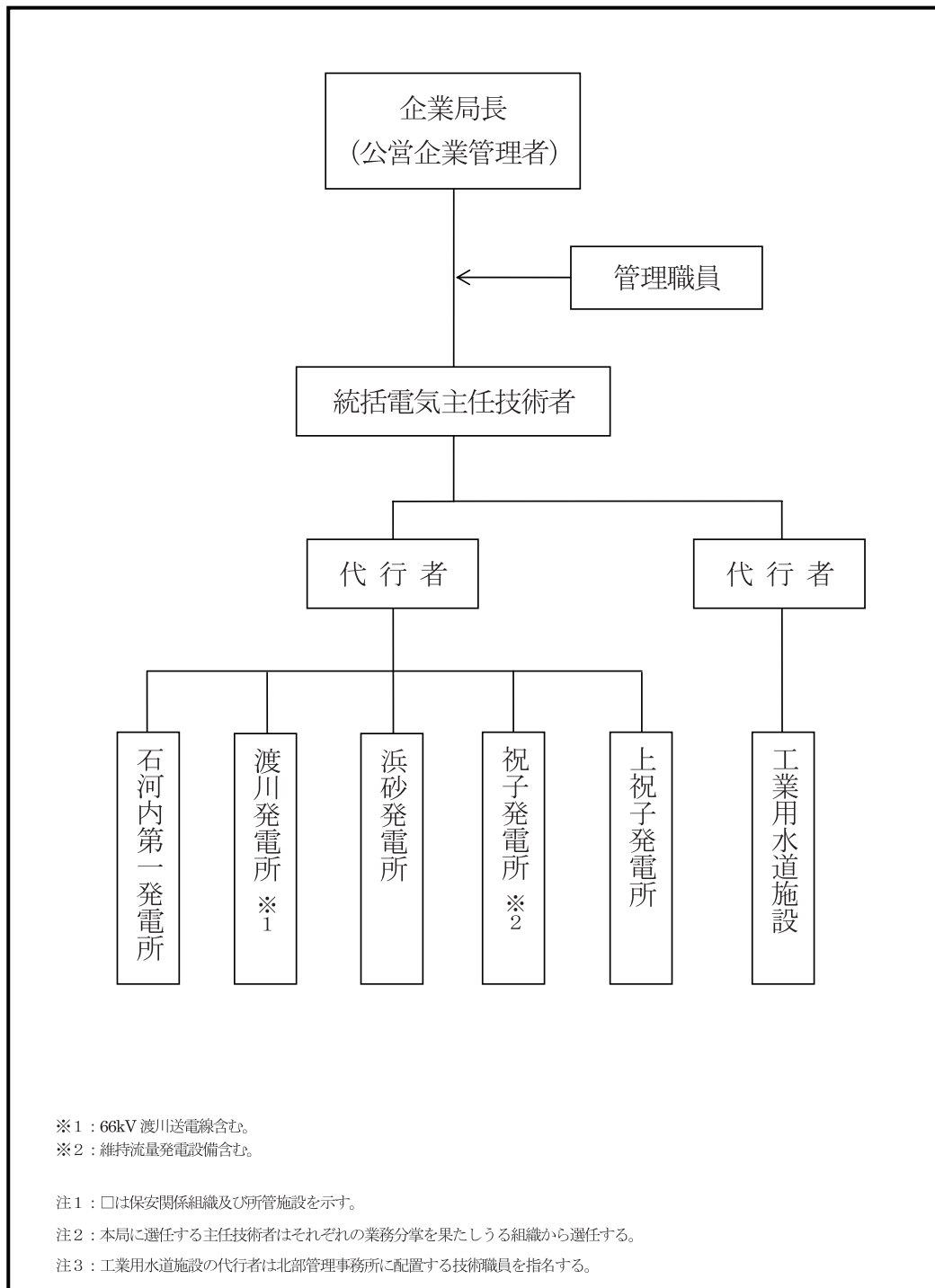
2 前項の主任技術者の選任事業場・設備は、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 52 条第 1 項の規定により、次表のとおりとし、それぞれ次表の職の欄に掲げる職にある者の中から選任する。ただし、該当者がいない場合はこれに準ずる者を選任することとし、その場合には主任技術者の職務を果たし得るよう配慮するものとする。

種別	選任事業場・設備	職
統括電気主任技術者	本局（石河内第一、渡川、浜砂、祝子、上祝子、工業用水道）	主幹以上の職
	本局（綾第二、綾第一、田代八重、三財、立花、岩瀬川）	
電気主任技術者	2,000kW未満（高圧以下）の発電所及び需要設備	主査以上の職
	水力発電所建設に係る事業場	
ダム水路主任技術者	[略]	[略]
	[略]	

別表第 1 を次のとおり改める。

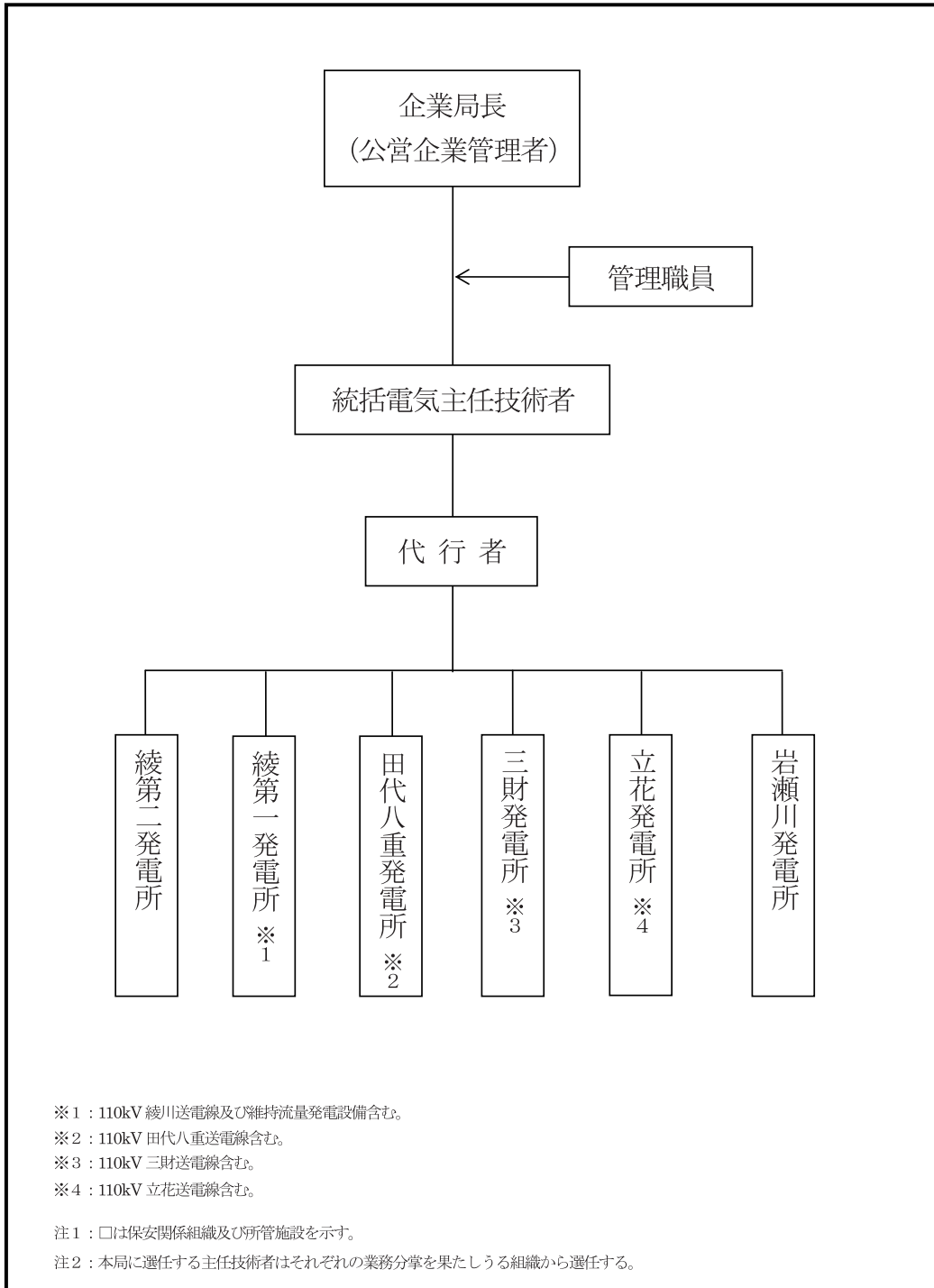
別表第 1 (第 4 条関係) 保安に関する組織

(本局 (石河内第一、渡川、浜砂、祝子、上祝子、工業用水道))

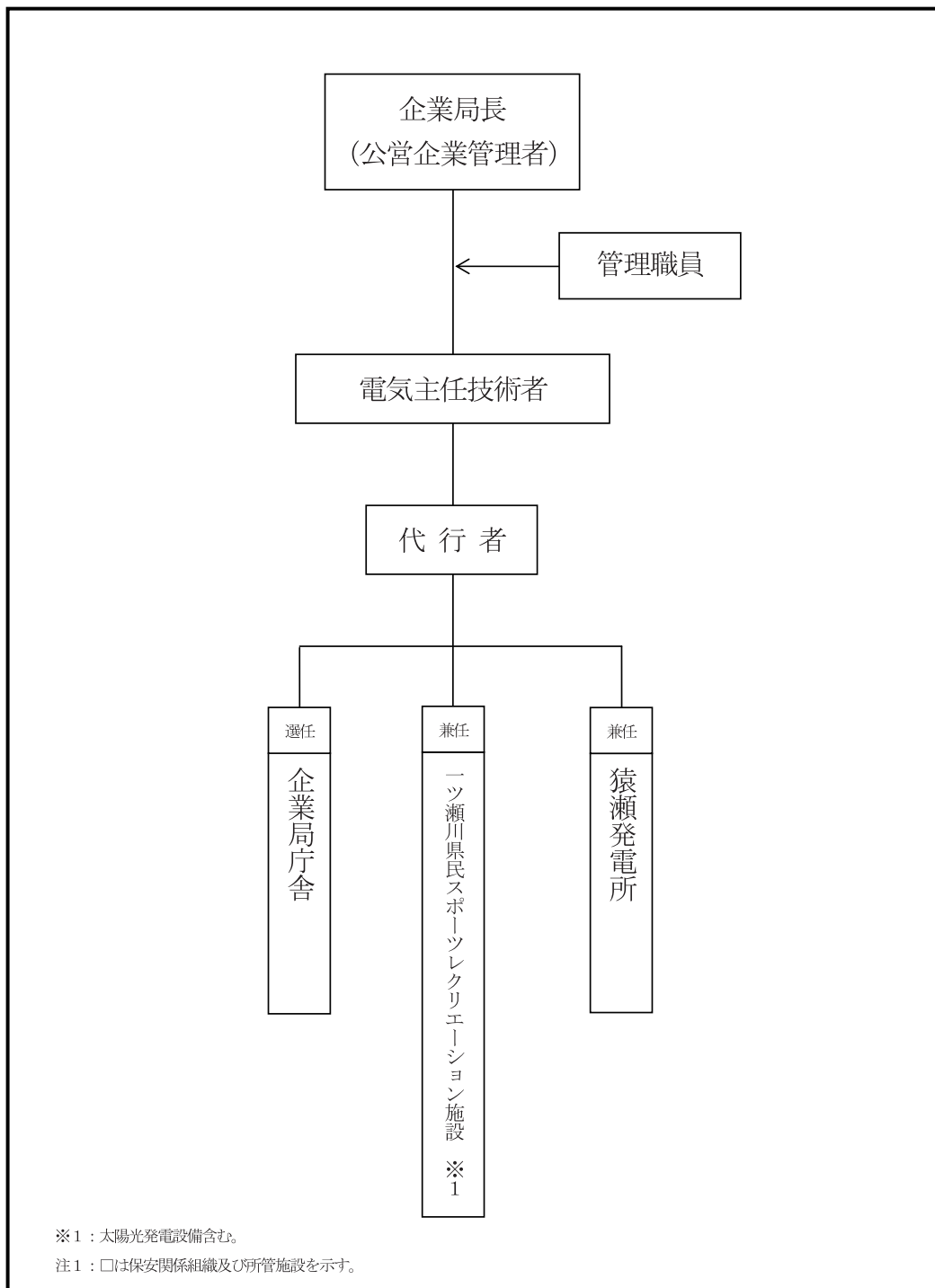


別表第 1 (第 4 条関係) 保安に関する組織

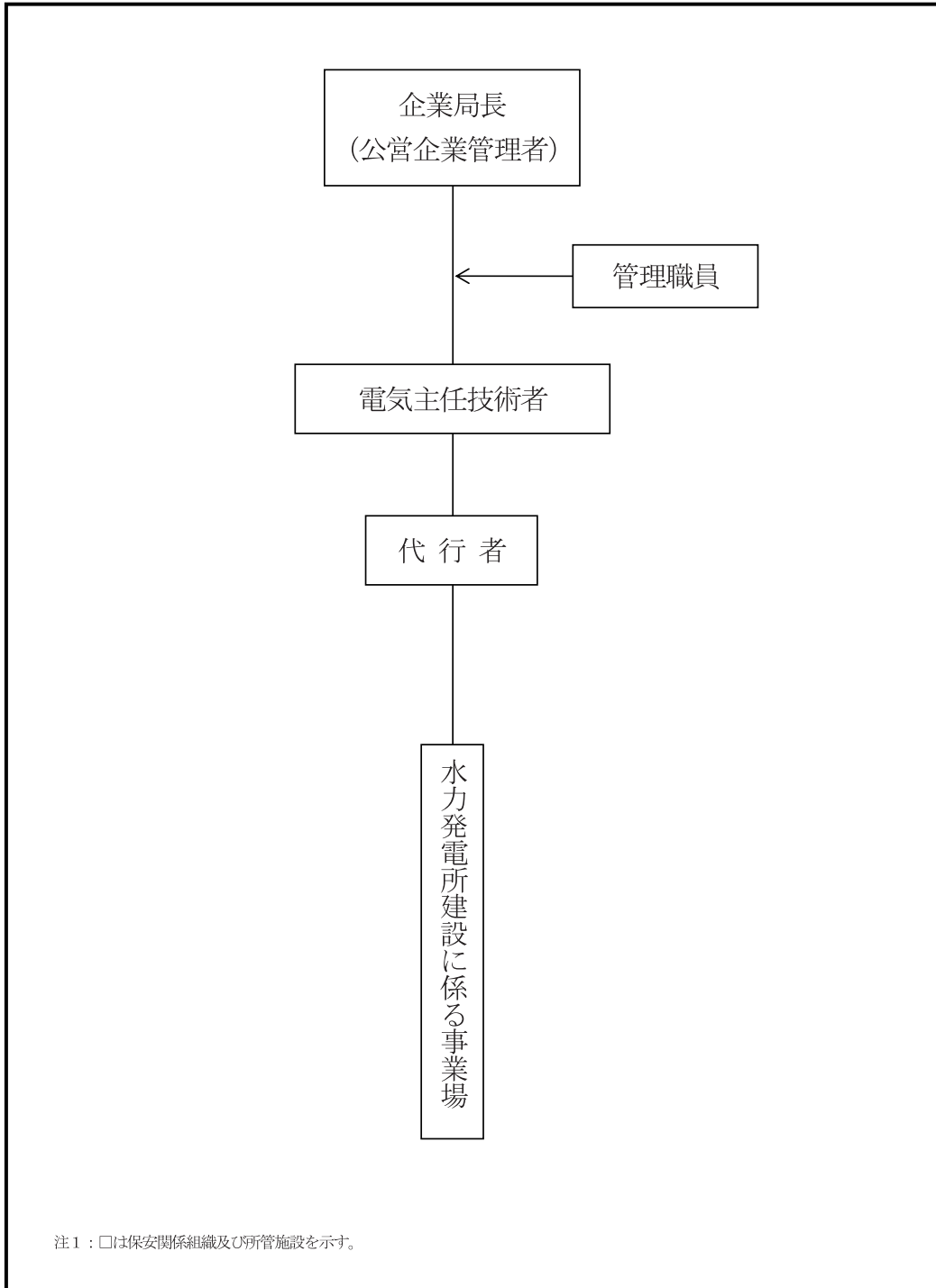
(本局 (綾第二、綾第一、田代八重、三財、立花、岩瀬川))



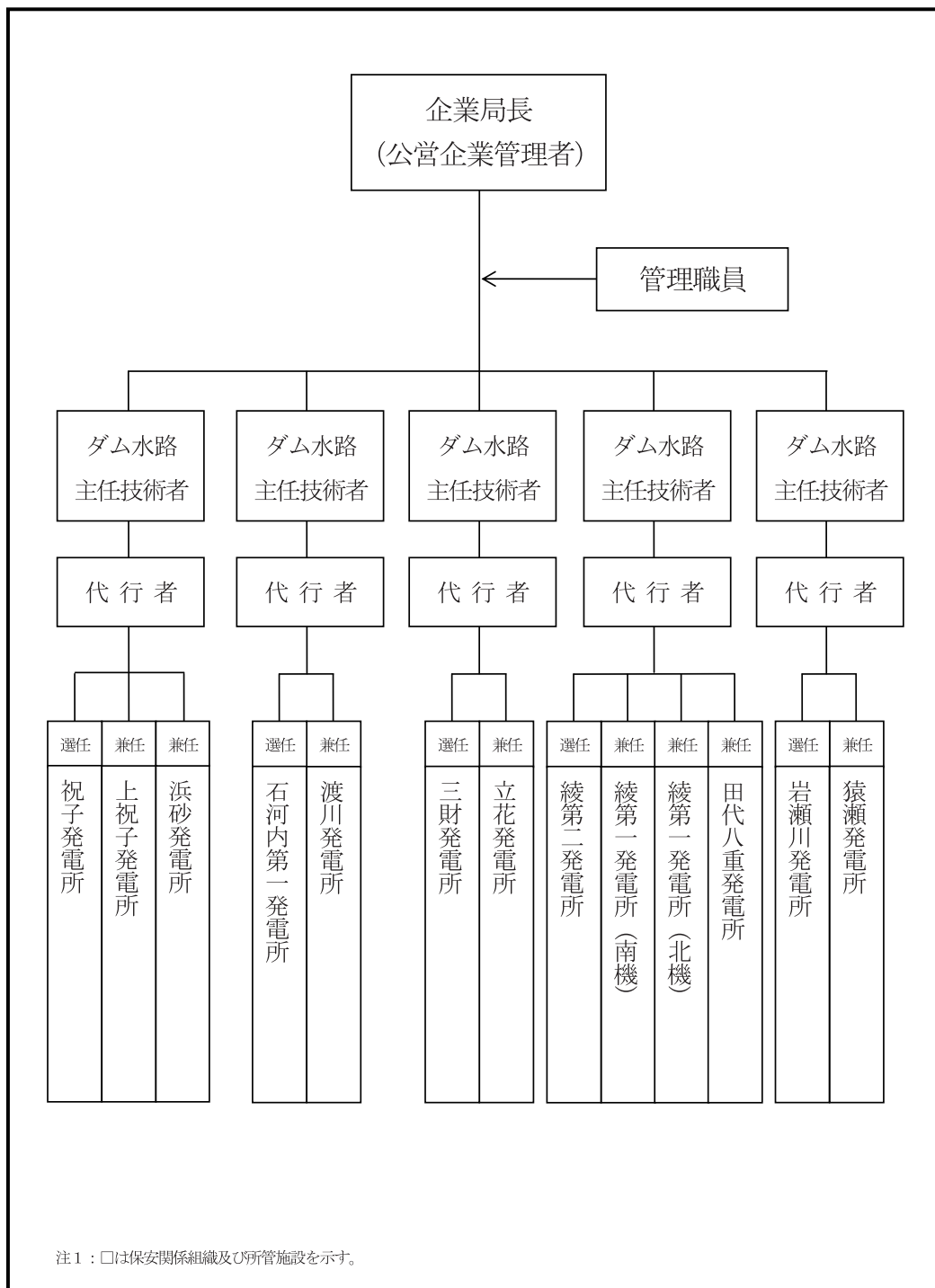
別表第 1 (第 4 条関係) 保安に関する組織
(2,000kW 未満 (高圧以下) の発電所及び需要設備)



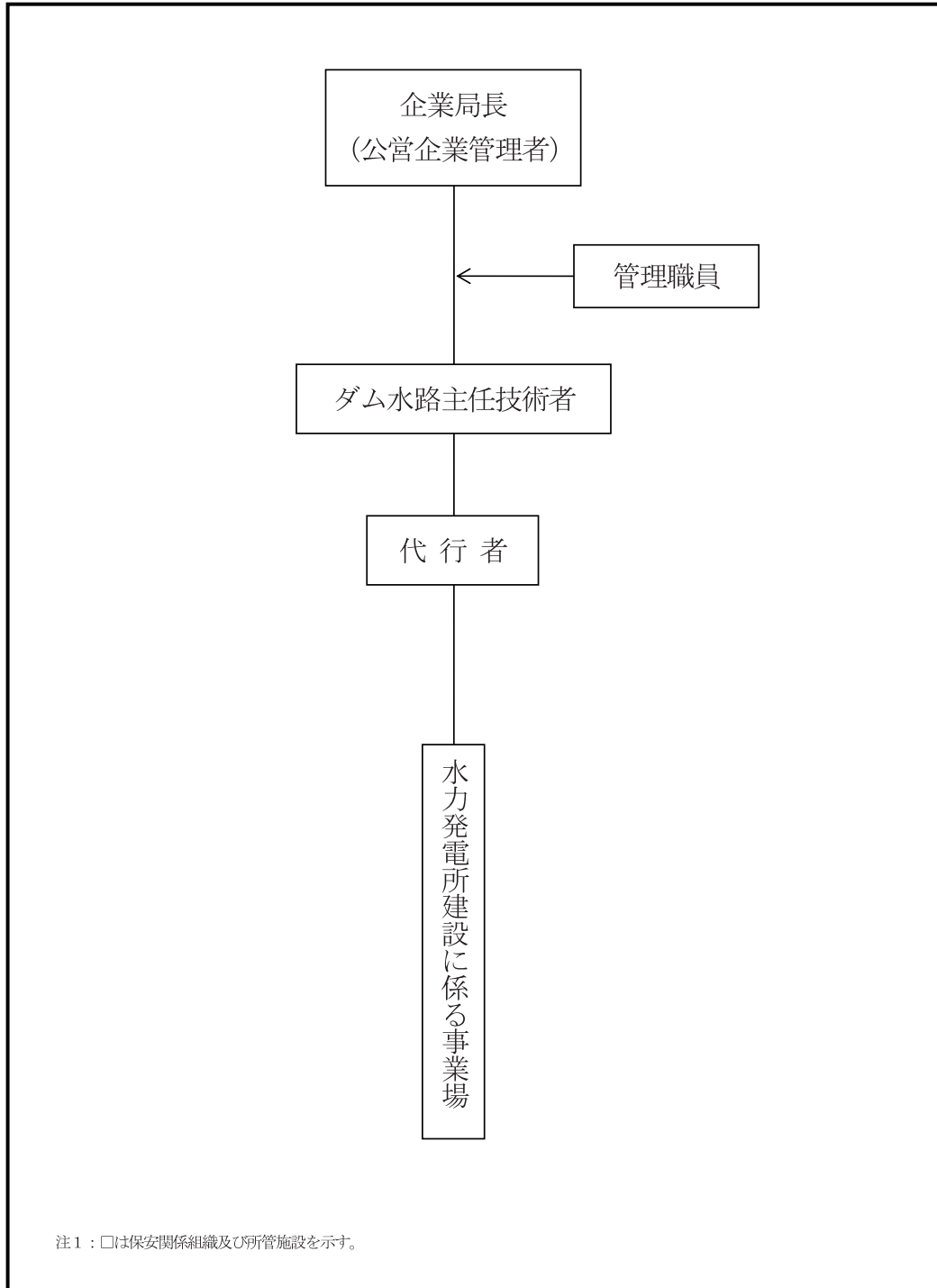
別表第 1 (第 4 条関係) 保安に関する組織
(水力発電所建設に係る事業場)



別表第1 (第4条関係) 保安に関する組織
(水力発電所に係る設備)



別表第 1 (第 4 条関係) 保安に関する組織
(水力発電所建設に係る事業場)



注 1 : □は保安関係組織及びび所管施設を示す。

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 108号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成27年 4 月 6 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

漬け漁業は、次の操業区域及び操業期間以外営んではならない。操業期間以外にあっては、設置者の責任のもとで漬けを撤去しなければならない。

ただし、宮崎海区漁業調整委員会指示第61号の承認に基づいて営む場合には、この限りでない。

1 操業区域及び操業期間

操業区域	操業期間
<p>① 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線に囲まれた海域。</p> <p>イ イクイ蓉から97度、10,400メートルの点 (世界測地系北緯32度26分31秒、東経 131度48分19秒)</p> <p>ロ 大分県深島南端(灯台)から 156度58分、6,744メートルの点 (世界測地系北緯32度39分33秒、東経 131度57分16秒)</p> <p>ハ ロから90度、8,100メートルの点 (世界測地系北緯32度39分33秒、東経 132度 2 分28秒)</p> <p>ニ イから90度、8,100メートルの点 (世界測地系北緯32度26分31秒、東経 131度53分30秒)</p>	<p>4月1日から 11月30日まで</p>
<p>② 次のホ、へ、ト、チ及びホを順次に結んだ線に囲まれた海域。</p> <p>ホ 世界測地系：北緯32度17分00秒、東経 131度55分00秒</p> <p>へ 世界測地系：北緯32度35分00秒、東経 132度 5 分00秒</p> <p>ト 世界測地系：北緯32度35分00秒、東経 132度 9 分00秒</p> <p>チ 世界測地系：北緯32度17分00秒、東経 132度 0 分00秒</p>	<p>9月1日から 翌年1月31日まで</p>

2 設置基数

操業区域②に設置する漬けの基数は5基を上限とする。

3 指示の有効期間

平成27年4月6日から平成30年3月31日まで

宮崎海区漁業調整委員会指示第 109号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、カサゴの採捕について、次のとおり指示する。

平成27年4月6日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

宮崎県の地先海面においては、平成27年4月6日から平成32年3月31日までの間、全長18センチメートル以下のカサゴの採捕を禁止する。ただし、試験研究等を目的とする採捕であって、宮崎海区漁業調整委員会が認めた場合は除く。

宮崎海区漁業調整委員会指示第 110号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、延縄を使用したカサゴの採捕について、次のとおり指示する。

平成27年4月6日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

(届出)

- 共同漁業権内でカサゴを主漁獲物とする延縄漁業（以下「かさご延縄漁業」という。）を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が定める届出書に使用する動力漁船の登録票の写しを添え、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に届け出なければならない。（遵守事項）
- かさご延縄漁業の届出を行う者は、下表のとおり、届出を行う者の所属する漁業協同組合ごとに策定される、かさご延縄漁業の地区資源管理計画に参加しなければならない。

地区資源管理計画	届出を受ける者の所属する漁業協同組合
県北地区におけるかさご延縄漁業の資源管理計画	北浦、島浦町、延岡市、延岡、庵川、門川、日向市
児湯地区におけるかさご延縄漁業の資源管理計画	都農町、川南町
中部地区におけるかさご延縄漁業の資源管理計画	檳浜、宮崎市
県南地区におけるかさご延縄漁業の資源管理計画	日南市、南郷、栄松、外浦、串間市東、串間市

(漁獲成績報告書)

- 届出を行った者は、委員会が別に定める方法により、漁獲成績報告書を、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

- この指示の有効期間は、平成27年4月6日から平成32年3月31日までとする。

宮崎海区漁業調整委員会指示第 111号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成27年4月6日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

- 漁業法に基づく指示（平成27年宮漁調委指示第 110号）に規定

する延縄漁業（以下「かさご延縄漁業」という。）が年間に採捕できるカサゴの漁獲量の上限は、操業区域毎にそれぞれ下表のとおりとする。

操業区域	漁獲可能量
共同漁業権第 1 号から第 9 号内	4.4 トン
共同漁業権第 9 号から第 12 号内	若干
共同漁業権第 13 号及び第 14 号内	2.6 トン
共同漁業権第 14 号から第 18 号内	3.3 トン
計	10.3 トン

（注）「若干」としている区域は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

- 2 宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会という。」）は、1 に定めるカサゴの漁獲量の上限の 8 割に達した場合、その事実をかさご延縄漁業の届出を行った者に対し通知するとともに、毎日の漁獲実績の報告の提出を命じることができるものとする。
- 3 委員会は、1 に定めるカサゴの漁獲量の上限を超過し、若しくは超過するおそれがある場合はかさご延縄漁業の届出を行った者に対し当該漁業の採捕停止を命じることができるものとする。
- 4 かさご延縄漁業の届出を行った者は、委員会が 3 によりかさご延縄漁業の採捕停止を命じた場合、その命令に従わなければならない。
- 5 この指示の有効期間は、平成 27 年 4 月 6 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

正 誤

平成 27 年 2 月 19 日付け県公報（第 2668 号）中

ページ	段	行	誤	正
2	左	36～ 38	大正元年11月18日官報宮崎県告示保編第2号、昭和17年6月6日官報宮崎県告示保編第1号、昭和27年11月7日農林省告示第574号	昭和42年2月6日農林省告示第243号、昭和58年12月7日農林水産省告示第2399号